

第3期障害福祉計画サービス見込量集計

○訪問系サービス

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	5,453,579 時間	5,985,707 時間	6,516,018 時間
	185,444 人	202,819 人	221,184 人

○日中活動系サービス

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	4,617,623 人日分	4,831,413 人日分	5,051,040 人日分
	237,572 人	248,456 人	259,719 人
自立訓練(機能訓練)	55,465 人日分	61,689 人日分	67,599 人日分
	3,739 人	4,113 人	4,478 人
自立訓練(生活訓練)	250,248 人日分	271,675 人日分	293,110 人日分
	14,192 人	15,465 人	16,676 人
就労移行支援	543,275 人日分	618,465 人日分	695,336 人日分
	29,769 人	33,764 人	38,195 人
就労継続支援(A型)	415,296 人日分	483,164 人日分	563,742 人日分
	20,967 人	24,303 人	28,412 人
就労継続支援(B型)	2,744,817 人日分	2,923,374 人日分	3,107,557 人日分
	152,575 人	162,319 人	172,579 人
療養介護	15,234 人	15,670 人	16,041 人
短期入所	276,995 人日分	302,924 人日分	329,682 人日分
	39,738 人	43,419 人	47,395 人

○居住系サービス

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 共同生活介護	80,620 人	89,141 人	98,080 人
施設入所支援	133,472 人	132,045 人	130,380 人

○相談支援

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	68,302 人	123,272 人	188,616 人
地域移行支援	6,202 人	7,381 人	8,691 人
地域定着支援	7,973 人	10,877 人	13,362 人

※福島県を除く。

※サービス見込量については、月間の利用人数を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定めることとし、個別の単位については、以下のとおり。

(ア)「時間分」・・・月間のサービス提供時間

(イ)「人日分」・・・「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

(ウ)「人分」・・・月間の利用人数

資料：厚生労働省

(3) 身近な相談支援体制整備の推進

ア 障害のある人や障害のある児童の親に対する一般的な相談支援

障害のある人や障害のある児童の親に対する一般的な相談支援については、「障害者自立支援法」により、平成18年10月から、障害種別に関わらず、事業の実施主体を利用者に身近な市町村に一元化して実施している。また、市町村における相談支援事業の機能を充実・強化するため、平成18年10月から住宅入居等支援事業を、平成24年4月から基幹相談支援センター等機能強化事業を、それぞれ地域生活支援事業に位置づけている。

また、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所に配置されている相談支援専門員8,915人（平成25年4月1日現在）がサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成することにより、障害のある人や障害のある児童の親が障害福祉サービスを適切に利用することができるように支援を行っている。

平成22年の障害者自立支援法の一部改正により、平成24年4月から、支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直すとともに、サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大している。また、これまで国庫補助事業により行われていた地域移行支援・地域定着支援を個別給付化し、障害のある人の地域移行・地域定着支援の取組の充実を図っている。

このほか、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置や、関係機関、関係団体及び障害のある人等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者等により構成される協議会（平成25年3月までは、自立支援協議会）の法定化、市町村における成年後見制度利用支援事業の必須事業化により、地域における障害者等の支援体制の充実を図っている。

広域・専門的な支援や人材育成については、都道府県の地域生活支援事業の中で、都道府県相談支援体制整備事業、高次脳機能障害支援普及事業、発達障害者支援センター運営事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害児等療育支援事業、相談支援従事者研修事業等を実施し、市町村をバックアップしている。

イ 都道府県による取組及び市町村区域への対応

都道府県においては、市町村に対する専門的な技術支援、情報提供の役割を担っている更生相談所等が設けられており、それぞれの施設が担う相談支援内容に合わせて、身体障害者相談員、知的障害者相談員、児童に関する相談員及び精神保健福祉相談員を配置している。設置状況は、身体障害者更生相談所（平成25年4月現在80か所）、知的障害者更生相談所（平成25年4月現在82か所）、児童相談所（平成25年4月現在207か所）、精神保健福祉センター（平成25年4月現在69か所）となっている。

国においては、市町村の区域で生活に関する相談、助言その他の援助を行う民生委員・児童委員を委嘱している。

ウ 法務局その他

全国の法務局・地方法務局及びその支局等において、人権擁護委員や法務局職員が障害のある人に対する人権問題について、面談・電話による相談に応じている。また、社会福祉施設や市役所などの公共施設・デパート等において特設の人権相談所を開設しているほか、法務省のホームページ上でも人権相談の受付を行っている。加えて、平成21年度からは、電話による相談の受付時間を延長するとともに休日にも相談に応じる全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施している。人権相談で虐待等人権侵害の疑い

のある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じて、人権侵害による被害の救済・予防のための適切な措置を講じている。

保健所、医療機関、教育委員会、特別支援学校、ハローワーク、ボランティア団体等においても、相談支援が行われている。

エ 矯正施設入所者

障害等により自立が困難な矯正施設入所者について、出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター」を全国の各都道府県に整備した。同センターは、矯正施設、保護観察所並びに地域の関係機関及び団体と連携して、社会復帰の支援を行っている。

また、帰住先が確定しないなどの理由により出所後直ちに福祉による支援が困難な者について、更生保護施設への受入れを促進し、福祉への移行準備及び自立した日常生活のための訓練等を実施している。

(4) 権利擁護の推進

ア 成年後見制度等

認知症の人、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力の不十分な人々を保護し支援するための新たな公示制度である成年後見登記制度に関し、証明書の交付については、全国の法務局・地方法務局で実施されている。

成年後見制度の周知を図るため、パンフレットの配布や法務省のホームページへのQ&Aの掲載などを行った。また、障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害のある人又は精神障害のある人であり、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合に、申立てに要する経費及び後

見人等の報酬の全部又は一部について補助を行うため、成年後見制度利用支援事業を実施しており、平成24年度から市町村地域生活支援事業の必須事業に位置付けている。

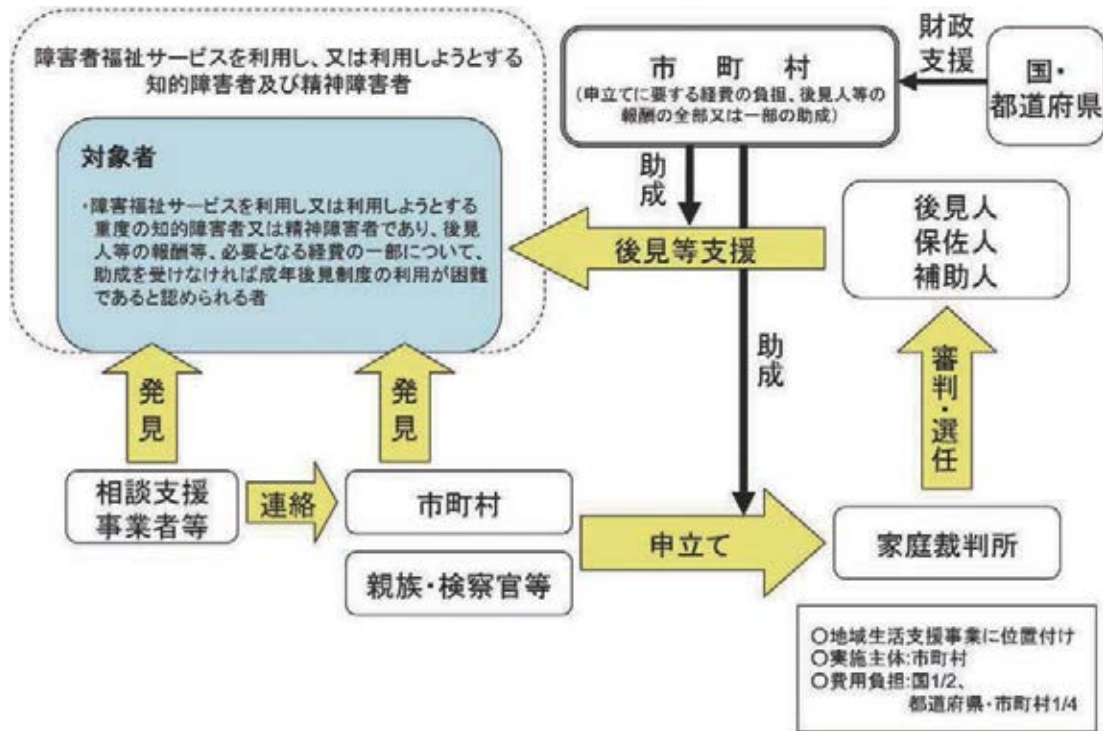
平成25年4月1日現在で1,322市町村(76%)が実施しており、今後とも本事業の周知を図ることとしている。

また、「障害者総合支援法」では、平成25年度から、後見、補佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業について、成年後見制度法人後見支援事業を地域生活支援事業として市町村の必須事業として位置づけたほか、指定障害福祉サービス事業者等の責務として、障害者等の意思決定の支援に配慮し、常に障害者の立場に立ってサービス等の提供を行うことを義務づけている。

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が十分でない人々が、地域において自立した生活を送ることを支援するため、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理に関する援助等を行う事業として、都道府県・指定都市社会福祉協議会を実施主体とし、事業の一部を委託された市区町村社会福祉協議会等により実施されている。本人からの申請は少なく、周囲の専門職等が必要と判断して利用に至る場合が多いことが特徴である。利用者の判断能力の低下等により、成年後見制度へ移行する者が増加しており、単身世帯の増加により、成年後見制度への移行のための支援も必要とされている。平成24年4月から平成25年3月までの実施状況は、本事業に関する相談件数が延べ139万9,681件、本事業の利用契約を締結したものが10,885人(平成25年3月末現在の本事業の実利用者数は4万720人)となっており、今後とも本事業の一層の定着を図ることとしている。

(なお、財産管理については、後述の「3.

■ 図表6-7 成年後見制度利用支援事業



資料：厚生労働省

経済的自立の支援（2）個人財産の適切な管理の支援」を参照。）

イ 消費者としての障害者

高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等を目的とし、障害者団体のほか高齢者団体・行政機関等を構成員とする「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」を平成19年1月から開催し、消費者トラブルに関する情報を共有するとともに、各回会合での申合せの取りまとめを通じた悪質商法の新たな手口や対処の方法などの情報提供等を行う仕組みの構築を図ってきた。

平成25年6月に開催した「第8回高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」では、「高齢者、障害者の消費者トラブル防止のため積極的な情報発信を行う」、「多様な主体が緊密に連携して、消費者トラブルの防止や「見守り」に取り組む」等を申し合わせた。その後、同年12月に開催した第9回

同連絡協議会において、申し合わせ事項についてフォローアップ状況を報告した。

同取りまとめに基づき、国民生活センターでは、障害のある人やその周りの人々に悪質商法の手口等をメールマガジンや同センターホームページで伝える「見守り新鮮情報」の発行、消費者問題等の知識を障害のある人やその周りの人々に直接伝える「消費者問題出前講座」の実施などにより、障害者の見守り支援を行っている。

なお、悪質な手口により消費者被害にあった等として、全国の消費生活センターや国民生活センターなどに寄せられた「認知症高齢者、障害のある人等の相談件数」は、平成15年度以降毎年1万件を超えている。

また、消費者トラブルの防止及び被害からの救済については、各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」を通じ、被害に遭うリスクの高い消費者（障害者、高齢者、被害経験者等）を効果的・重点的に地

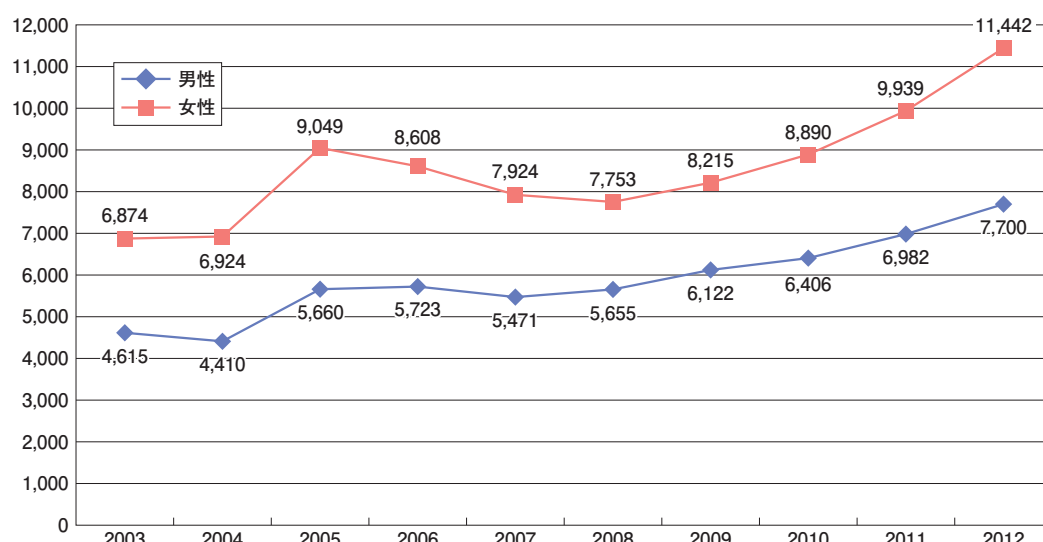
域で見守る体制を構築し、消費者トラブルの防止及び早期発見を図る取組等を支援するとともに、障害者の特性に配慮した消費生活相談体制整備を図る取組等を促進している。

加えて、「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議（平成25年8月6日）（消費者委員会）」を踏まえ、消費者の安全・安心確保のための「地域体制の在り方」に関する

意見交換会を開催し、報告書を取りまとめた。

これを踏まえ、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案を国会へ提出した。同法案では、地方公共団体が、障害者を始めとする消費生活上特に配慮を要する消費者への見守り活動等を目的とした消費者安全確保地域協議会を組織することができることとしている。

■ 図表6-8 認知症高齢者、障害のある人等の相談件数（年度別・男女別）（2003～2012年度）



※1：2014年1月末日までの登録分。

※2：「判断不十分者契約」「心身障害者関連」に関する相談についての集計。

資料：独立行政法人 国民生活センター提供

■ 図表6-9① 認知症高齢者、障害のある人等の相談件数（商品・役務別 10位まで）（2003～2008年度（※1、※2、※3））

全体						
	全体	件数	男性	件数	女性	件数
1	フリーローン・サラ金	6,350	フリーローン・サラ金	3,709	フリーローン・サラ金	2,498
2	電話情報提供サービス	3,379	電話情報提供サービス	2,519	新聞	2,088
3	新聞	3,196	商品一般	1,080	ふとん	2,057
4	商品一般	3,050	新聞	1,024	浄水器	1,987
5	浄水器	2,833	浄水器	783	商品一般	1,846
6	ふとん	2,639	携帯電話サービス	704	他の健康食品	1,284
7	他の健康食品	1,663	ふとん	529	健康食品（全般）	1,140
8	健康食品（全般）	1,543	オンライン情報サービス	477	羽毛ふとん	905
9	修理サービス	1,177	電話関連サービス	458	ふとん類（全般）	876
10	ふとん類（全般）	1,158	屋根工事	453	修理サービス	805